

整理番号	3-14-5-1
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・江間治人)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <del>事務所費</del> ・人件費		
内 容	事務所賃借料 平成 30 年 6 月分		
年 月 日	平成 30 年 5 月 31 日	金 額	33,441 円

目的	—
使 途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

**ご利用明細** **静岡銀行**

ご利用ありがとうございます。  
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年 月 日	振替先店番・科目・口座番号	053
30 05 31		
銀行番号	店番号	科目
		口座番号
お取扱店	お取引内容	お取引金額
0323	お引出し	¥100,000
お取扱枚数	<small>(印字) (印字) (印字) (印字) (印字) (印字) (印字) (印字) (印字) (印字)</small>	
	おつり	残 高
		*****
キャッシング	手数料	時刻
	¥324	10:56:00
		0089
		お取扱い できない場合

お振込先  
シス`オカ  
アオイチョウ  
普通 0691406  
カ)キョウワフト`ウサン 様

IRマ`ルヒト 様  
TEL0638-37-6818

06.520.38 (裏面もご覧ください)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動、 政党活動で使用のため	100,324 円	1 / 3	33,441 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-14-5-2
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・江間治人)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <del>事務所費</del> ・人件費		
内 容	来客用駐車場料金 平成30年 6月分		
年 月 日	平成30年 5月 31日	金 額	1,703 円

目的	—
使 途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

**ご利用明細** **静岡銀行**

ご利用ありがとうございます。  
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年 月 日	振替先店番・科目・口座番号	
30 05 31		053
銀行番号	店番号	科目 口座番号
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX		
お取扱店	お取引内容	お取引金額
0323	お引出し	¥5,000
お取扱枚数	<small>(取引) 初回 事務 料 際 際 際 際 際 際 際 際 際 際</small>	
	おつり	残 高
		*****
キャッシング	手数料	時刻
	¥108	10:05:00
		お取扱い できない場合

お振込先明細書  
 シズカ  
 アオイチヨウ  
 普通 0691406  
 カキョウワフトウサン 様  
 イマ ハルヒト 様  
 TEL0538-37-6818

06.520.38 (裏面もご覧ください)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動、 政党活動で使用のため	5,108 円	1/3	1,703 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 3-14-5-3

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・江間治人)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <del>事務所費</del> ・人件費		
内容	事務所電気代 平成30年 5月分		
年月日	平成30年 5月 31日	金額	3,405円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

振替払込請求書兼受領証 (振込金受領証) (300501)

この受領証は、大切に保管してください。

口座番号	00100	5	900116	加入 振金	中部電力株式会社
平成30年 5月分	ご使用期間		4月 2日~ 4月30日 (日程 01)		
金額	千 百 十 万 千 百 十 円		消費税等相当額(再掲)		
	1	0	2	1	6
金額	756円				
ご依頼人氏名 江間 治人 様					
お客さま番号・契約種別	容量	ご使用量	上記金額の内訳(円)		
	A	kWh			
従量電灯B	60	132	4374		
	kWh	kWh			
低圧電力	5	35	5842		

お支払期日は **5月31日** です。お支払期日を過ぎてお支払いいただいた場合は、遅滞利息(年利10%)をお支払いの日以降の料金とあわせてご請求いたします。ただし、ご家庭や商店など低圧の電気をお使いいただいているお客さまが、お支払期日の翌日から10日目までにお支払いいただいた場合は、遅滞利息を申し受けません。払込用紙の有効期限は **6月20日** となっております。

中部電力株式会社 磐田

0120-985-241  
(携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)

(ゆうちょ銀行)

本証により当社の集金員が集金することはありません。裏面もごらんください。

日 附 印  
8.5.31

按分の理由 政務活動、後援会活動、 政党活動で使用のため	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	10,216円	1/3 %	3,405円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



雇用実績表

5月分		氏名		
日	曜日	雇用 時間数(時間)	うち政務活動 業務時間数	政務活動業務内容
1	火	5 時間 00 分	4 時間 00 分	政務活動費・スケジュール管理
2	水			
3	木			
4	金			
5	土			
6	日			
7	月			
8	火	5 時間 30 分	4 時間 30 分	政務活動費・スケジュール管理・来客対応
9	水			
10	木	5 時間 00 分	3 時間 30 分	資料作成・来客対応・スケジュール管理
11	金	5 時間 00 分	3 時間 30 分	資料作成・来客対応・スケジュール管理
12	土			
13	日			
14	月			
15	火	5 時間 15 分	4 時間 00 分	資料作成・来客対応・スケジュール管理
16	水			
17	木	5 時間 00 分	3 時間 30 分	来客対応・スケジュール管理
18	金	5 時間 00 分	3 時間 30 分	資料作成・来客対応・スケジュール管理
19	土			
20	日			
21	月			
22	火	5 時間 00 分	3 時間 30 分	資料作成・来客対応・スケジュール管理
23	水			
24	木	5 時間 00 分	3 時間 30 分	資料作成・来客対応・スケジュール管理
25	金	5 時間 30 分	4 時間 00 分	資料作成・来客対応・スケジュール管理
26	土			
27	日			
28	月			
29	火	5 時間 00 分	3 時間 30 分	資料作成・来客対応・スケジュール管理
30	水			
31	木	5 時間 00 分	3 時間 30 分	資料作成・スケジュール管理
計		61 時間 15 分	44 時間 30 分	

上記のとおり雇用したことを証明する。 平成 30 年 5 月 31 日  
 会派・議員名 自民改革会議 江間 治人 

[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。  
 ①(B) { 44.5 時間 } × 単価 [ 900 円 ] = 40,050 円  
 交通費 1,685 円 × 44.5 / 61.25 [(B)/(A)] = 1,224 円  
 ②総支給額 [ 56,810 円 ] × (B) / (A) = 41,274 円

\* 証明は、雇用主が署名して押印する。

様

平成30年5月分給与(6月10日支払)

## 給与明細

	月日	曜日	出勤時刻	退勤時刻	休憩	勤務時間
1	5月1日	火	10:00	15:00		5時間00分
2	5月8日	火	9:30	15:00		5時間30分
3	5月10日	木	10:00	15:00		5時間00分
4	5月11日	金	10:00	15:00		5時間00分
5	5月15日	火	10:00	15:15		5時間15分
6	5月17日	木	10:00	15:00		5時間00分
7	5月18日	金	10:00	15:00		5時間00分
8	5月22日	火	10:00	15:00		5時間00分
9	5月24日	木	10:00	15:00		5時間00分
10	5月25日	金	10:00	15:30		5時間30分
11	5月29日	火	10:00	15:00		5時間00分
12	5月31日	木	10:00	15:00		5時間00分
					合計	61時間15分

給与	総勤務時間	時給	小計
	61時間15分	900円	55,125円
交通費	超勤務時間	距離	
	分		
交通費	勤務日数	距離	
	12日	11.7km	1,685円

※12円/kmで計算

支給合計 56,810円

後援会資料配達交通費	距離	計
	69.0km	828円

総支給合計 57,638円

磐田市中泉225-5 1F  
静岡県議会議員 江間治人

受領者 署名捺印



会派様式第5号

雇用実績表

5月分		氏名		
日	曜日	雇用 時間数(時間)	うち政務活動 業務時間数	政務活動業務内容
1	火			
2	水	5時間30分	4時間00分	政務活動費書類作成、書類整理、スケジュール、来客対応、HP更新
3	木			
4	金			
5	土			
6	日			
7	月	6時間00分	5時間00分	政務活動費書類作成、スケジュール、来客対応、HP更新
8	火			
9	水	5時間30分	4時間00分	来客対応、HP更新、書類整理
10	木			
11	金			
12	土	5時間00分	4時間00分	書類整理、スケジュール、HP更新
13	日			
14	月	5時間00分	4時間00分	書類整理、来客対応、スケジュール、HP更新
15	火			
16	水	6時間00分	4時間30分	書類整理、来客対応、スケジュール、HP更新
17	木			
18	金			
19	土	5時間00分	4時間00分	書類整理、来客対応、HP更新
20	日			
21	月	5時間00分	4時間00分	書類整理、来客対応、スケジュール、HP更新
22	火			
23	水	5時間00分	4時間00分	書類整理、スケジュール、HP更新
24	木			
25	金			
26	土	5時間00分	4時間00分	書類整理、スケジュール、HP更新
27	日			
28	月	5時間15分	4時間00分	書類整理、来客対応、スケジュール、HP更新
29	火			
30	水	5時間00分	4時間00分	書類整理、スケジュール、HP更新
31	木			
計		63時間15分	49時間30分	

上記のとおり雇用したことを証明する。 平成 30 年 5 月 31 日  
 会派・議員名 自民改革会議 江間 治人 

{政務活動費充当計算}・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。  
 ①(B){ 49.5 時間} × 単価{ 880 円} = 43,560 円  
 交通費 922 円 × 49.5 / 63.25 {(B)/(A)} = 722 円  
 ②総支給額{ 円} × (B) / (A) = 円

\* 証明は、雇用主が署名して押印する。





整理番号	3-14-5-6
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・江間治人)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報謝儀費・会議費・資料作成費(資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読 平成30年 5月分		
年月日	平成30年5月31日	金額	2,780円 1,390円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
用途	2018年5月分 購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し政策や質問の参考にする

《領収書貼付枠》

領 収 証

江 間 治 人 様

第一ビル 1F-C

2018年 5月分  
( 55) 59.30集金  
お問合せNo.

銘柄	部数	金額	備考
静岡(朝刊)	1	2,780	

合計金額

2,780円

上記金額正に領収いたしました。  
※消費税等込み

ご愛読ありがとうございます。  
 お客様にまごころと共に新聞をお届けいたします。  
 お引立てをお願いいたします。

読売・日本経済・静岡新聞  
**(有)博報堂新聞店**  
 0120-320156  
 032-0155 037-0236

お客様の個人情報は、配達・集金業務などに利用させていただいております。

按分の理由 後援会との按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,780円	50%	1,390円 2,780円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ当該欄に記入すること。



3-14-5-7

年	月	日	記号
30	05	22	BA
30	05	22	BF
30	05	23	AF
30	05	23	BA
30	05	24	AF
30	05	24	BA
30	05	25	BF
30	05	25	BF
30	05	25	AF
30	05	26	BA
30	05	27	AA
30	05	28	BF

13	30	05	28	BF
14	30	05	28	BF
15	30	05	28	BF
16	30	05	28	BF
17	30	05	28	BF
18	30	05	28	BF
19	30	05	28	BF
20	30	05	28	BF
21	30	05	28	BF
22	30	05	30	AF
23	30	05	30	BA
24	30	05	31	BF

\*42,660 トウキョウセン子リ-

323

口座振替通知書

毎度お引き立てにあずかりありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。


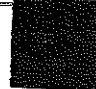


日本カーソリューションズ株式会社



請求書No. 48E39409	発行日 2018年5月9日	振替日は、2018年5月28日です。	金額	内消費税 率	備考			
契約番号	開始日 回/総 区分	ご請求明細						
	170830 9/60 1 30/4分		42,660	3,160 8%				
区分	1:リース	2:割賦	消費税	8%計	1件	42,660	3,160	39,500
	3:CMS	4:その他	総合計	1件	1件	42,660	3,160	39,500

整理番号	3-14-5-8
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	-------------------------------------------------------------------------------------

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・江間 治人 )

経費項目	調査研究費 研修費		
内容	磐田ふれあい基金協会 年会費		
年月日	平成30年 5月 31日	金額	750円

会の趣旨・目的	高齢者及び障害者が安心して生活できる社会の実現
会の活動内容等	ボランティア育成事業、シニアふれあいサロン事業
政務活動・県政との関連性	地域福祉の推進のため本会の活動を通じて現場の声を聴き、県福祉施策に反映する
<<領収書貼付枠>>  平成30年度分 (H30年4月~6月) 3,000円×3/12ヵ月=750円	
※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ( 定款 )	

按分の理由 全て政務活動にかかるものである。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	750円	100%	750円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

# 様式第1 第30年度 充当

振替番号 3-14-6-11

決裁	会派代表者	経理責任者	経理担当者
----	-------	-------	-------

## 支出証書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・江間 治人)

経費項目	調査研究費 研修費		
内容	磐田ふれあい基金協会 年会費	年月日	平成 29年 6月 12日 ~ 平成 年月 日
年月日	平成 29年 6月 12日	金額	3,000円(正) 2,250円(角)

会の趣旨・目的	高齢者及び障害者が安心して生活できる社会の実現
会の活動内容等	ボランティア育成事業 シニアふれあいサロン事業
政務活動・異政との関連性	地域福祉の推進のため、本会の活動を通じて現場の声を聞き、県福祉施策に反映させる

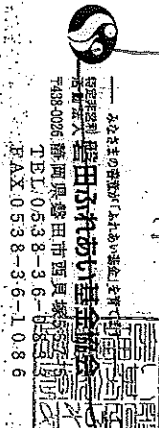
領収書提出要件  
 ※添付書類：団体の会則  
 領収証

江間 治人 様  
 金額 3,000円(正) × 9/12ヶ月 = 2,250円(角)  
 但し 年会費として  
 上記の金額正に領収いたしました

平成29年6月12日  
 第30年度(4月~6月)を充当

収入印紙	内 限	別課税額等 (%)
按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)
すべて政務活動にかか	2,250円(角)	100%
るもの	4,000円(正)	
	政務活動費支出額(a×b)	2,250円(角)

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



### (資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

### (資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法律27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

### (会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

### (事業計画及び収支予算)

第44条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、その事業年度の開始する前までに総会において、議決を採らなければならない。

### (収支予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入・支出することができる。

### (前年度の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。)

2 前年度の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

### (予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

### (予備費を使用するときは、理事会の議決を採らなければならない。)

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を採らなければならない。

### (予算の追加及び変更)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

### (事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会において、議決を採らなければならない。

### (会計の決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。)

2 会計の決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

### (事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

### 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

### 第50条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数の議決を採らなければならない。

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

### (解散)

(1) 総会の決議  
 (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能  
 (3) 正会員の欠乏

## 特定非営利活動法人磐田ふれあい基金協会 定款

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人磐田ふれあい基金協会という。

#### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県磐田市西貝塚557番地5に置く。

### 第2章 目的及び事業

#### (目的)

第3条 この法人は、高齢者及び障害者に対して、明るく安心して生活ができる社会の実現を目指し、地域福祉活動に取り組んでいるボランティア団体と連携・支援を行うと共に高齢者及び障害者の自立支援及び生きがいつくりに関する事業を行い、地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

#### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動（別表第1号）
- (2) 社会教育の推進を図る活動（別表第2号）
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動（別表第12号）

#### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① ボランティア育成事業
  - ② 高齢者・障害者夢サポート事業
  - ③ 寝たきり高齢者、障害者に対する美整容訪問サービス紹介事業
  - ④ シニア生き生き倶楽部育成事業
  - ⑤ シニアふれあいサロン事業
  - ⑥ 献血普及活動と日赤事業への協力
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

#### (1) 会員

この法人の目的に賛同して入会した個人等

#### (2) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、会の活動を支援する

- ① 法人会員
- ② 個人会員

#### (入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 正会員として設立趣旨及び目的に賛同し、事業に協力できる者であること。
- 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 正会員は、總會において別に定める会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、總會の議決により、その会員を除名することができる。

- (1) 法令及びこの定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

#### (拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

### 第4章 役員及び職員

#### (役員の種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 2人
- (3) 理事（理事長及び副理事長を含む） 6～12人
- (4) 監事 3人



## (役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

## (役員職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は静岡県知事に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

## (役員任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

## (役員欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

## (役員解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

## (役員報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## (職員)

- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

## (総会の種別)

- 第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

## (総会の構成)

- 第22条 総会は、正会員をもって構成する。

## (総会の権能)

- 第23条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算の決定並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

## (総会の開催)

- 第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

## (総会の招集)

- 第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、会議に出席した正会員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

## (理事会の招集)

第34条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

## (理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

## (理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

## (理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

## (資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金
- (3) 会費
- (4) 寄附金品
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

## (資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

## (資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## (会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

## (会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

## (事業計画及び収支予算)

第44条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、その事業年度の開始する前までに総会において、議決を経なければならない。

## (暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入・支出することができる。

2 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

## (予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

## (予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

## (事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会において、議決を経なければならない。

2 会計の決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

## (事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

## (定款の変更)

第50条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、静岡県知事の認証を得なければならない。

## (解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏

- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 静岡県知事による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、静岡県知事の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決、承認されたものに譲渡するものとする。  
(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、静岡県知事の認証を得なければならない。

### 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

### 第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員 3000円
  - (2) 法人会員 10000円以上
  - (3) 個人会員 1000円以上
- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成13年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成13年6月30日までとする。

これは、当法人の定款である。  
 静岡県磐田市西貝塚557番地5  
 特定非営利活動法人  
 磐田ふれあい基金協会  
 理 事



整理番号	3-14-5-9
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・江間 治人)

経費項目	調査研究費、研修費		
内容	平成30年度 ボーイスカウト磐田第6団 前期 育成会費		
年月日	平成30年5月13日	金額	4,200円

会の趣旨・目的	青少年の健全育成支援
会の活動内容等	ボーイスカウト活動を通して青少年健全育成に寄与する。
政務活動・県政との関連性	自然から学び、助け合いの精神を育むボーイスカウト活動を理解し、教育や福祉事業への参考とする
<領収書貼付枠> 前期 H30年4月～H30年9月  平成30年度 整理番号 3-14-4-11 参照	
※ 添付書類： <u>団体の会則</u> ・事業概要・その他 ( ) <small>上記添付済</small>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	4,200円	100%	4,200円

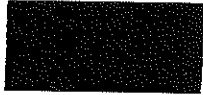
※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

7  
平成30年 5 月 13 日

領 収 書  
江 間 治 人 様



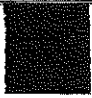
¥ 4,200—

(但し、平成30年度 前期 育成会費 正に領収致しました)

ボーイスカウト磐田第6団  
育成会長 





決 裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
<p>県 外 調 査 概 要 書</p> <p>平成 30 年 5 月 31 日</p> <p>会派名・議員氏名 自民改革会議 江間治人</p>						
目 的	火山噴火対策、大規模酪農先進施設と農業自動化・ロボット化現状視察					
年 月 日	平成 30 年 5 月 9 日～平成 30 年 5 月 11 日					
場 所	沖縄県 自衛隊関連施設 米軍関連施設					
内 容	<p>1 行程</p> <p>2 応対者</p> <p>3 聴取内容</p> <p>1～3は 和田篤夫県議 / - 6 - 5 - 12 参照</p> <p>4 県政への反映</p> <p>中国との領土問題における南西地域の領空防衛や北朝鮮ミサイル問題、また米軍の普天間基地辺野古移設をめぐる県内の問題をじかに話を聞く機会をたくさんいただいた。現地の各関係者の様々な思いを知り、日本の防衛に係る複雑な事情をより理解することができた。これらは決して沖縄だけの問題ではなく、航空自衛隊浜松基地や陸上自衛隊富士学校など複数の自衛隊基地をもつわが県は、県民の理解と今後の体制整備も重要と考え、広く県民に周知する施策の議案審査に活かしていきたいと考える。</p>					

\*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

# 領 収 証

2018年05月07日

江間 治人 様

金額 ￥118,430※

但し 2018/05/09発 防衛議員連盟  
沖縄視察代金

上記の金額正に領収いたしました。

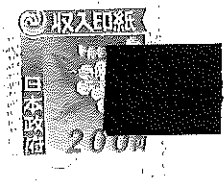
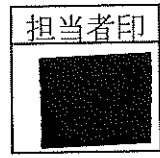
Ref. No. 0000003989 予約No. 76539

御注意

1. 手書きのもの並びに金額の訂正したものは無効とします。
2. 社用印、担当者印なきものは無効とします。

観光庁長官登録旅行業 第638号

株式会社 **アムビ・ア**  
本社営業所 **アムビ・ア** 倶楽部  
〒425-0027  
静岡県焼津市栄町  
2-2-2  
アムビ・ア パークビル2F  
TEL:054-620-7731 FAX:054-620-7729



ご利用明細		静岡銀行	
ご利用ありがとうございます。 内容をご確認いただきお持ち帰りください。			
年月日	振替先店番・科目・口座番号	155	
30/05/07			
銀行番号	店番号	科目	口座番号
お取扱店	お取引内容	お取引金額	
0321	お引出し	¥118,430	
お取扱枚数	*****		
	おつり	残	高
		*****	
キャッシング	手数料	時刻	お取扱い できない場合
	¥32411080195		
お振込先明細書 ご案内	シス`オカ ヤイツ` 普通 0376693 カ)アンビ`ア 様 イマ ハルヒト 様 TEL0538-37-6818		

領 収 書 平成 30年 5月 11日

江間 治人 様

¥ 1,000-

静岡空港シャトルタクシー代

東海タクシー株式会社  
静岡県牧之原市静波290  
TEL 0548-22-0288

# ご旅行代金明細書

平成30年4月23日

静岡県議会議員 江間治人 様

株式会社 アンビ・ア 本社営業所  
〒425-0027 焼津市栄町2-2-21  
Tel:054-620-7725 Fax:054-620-7726  
所長: 蒔田卓史

視察代金明細につきまして下記の通りご案内申し上げます。  
ご査収の程、よろしくお願い申し上げます。

静岡県議会 防衛議員連盟 沖縄視察団  
期間:平成30年5月9日(水)～11日(金) 3日間  
人員:1名様

ご請求金額	118,430 円
-------	-----------

項目	内容	単価	数量	金額
航空運賃	5/9羽田-那覇 全日空469便	22,100	1	22,100
航空運賃	5/11那覇-富士山静岡空港 全日空1264便	21,200	1	21,200
宿泊代	5/9パシフィックホテル沖縄	16,500	1	16,500
宿泊代	5/10リザンシーパークホテル谷茶ベイ	16,500	1	16,500
バス借上げ代	バス借上げ代総額408,000円を15名で按分	27,200	1	27,200
添乗員経費	87,000円を15名で按分	5,800	1	5,800
JR、私鉄代	5/9袋井-掛川-羽田空港、5/11掛川-磐田	8,590	1	8,590
手数料		540	1	540
	5/11静岡空港発リムジンタクシーは直接支払			
			合計	118,430



-<明細>-		
1 コピー用紙		・ 持帰
三菱製紙		
4957250601814 RE-FSC-MX A4		
10%値引対象	2点	¥772
	2点/合計	¥772
	(内消費税等	¥57)

[0514157-051076953-2310004593438]

**領収証**

2018年 5月 2日(水) 14時16分

江間 治人 様

金額 ¥772

(内消費税等 ¥57)

但し、お品代として  
上記金額正に領収致しました。

-<決済内訳>-		
現金		¥772
	(内消費税等	¥57)

現金お預かり ¥1,002  
お釣り ¥230

ケーズデンキ磐田店  
電話番号 0538-33-0100  
販売担当者076953

店コード 2200005141571  
売上伝票番号 2310004593438

整理番号	3-14-5-12
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 江間治人 )

経費項目	調査研究費、研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	部局打合せ 経済産業部 他		
年月日	平成30年 5月 8日	金額	3,600円

目的	県立農林環境専門職大学の設立進捗状況確認
使途	交通費 ( 磐田～静岡 往復 )
政務活動・ 県政との 関連性	専門職大学の設立推進と県農林産業の活性化を図る

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。  
**利用証明書**

料金所(自) 磐田  
 料金所(至) 静岡

18年 5月 8日  
 12時15分

---

通行料金 ¥1,800-  
 (ETC/ワット)

車種 1

取扱番号 A52805-089998-258538 **確**

本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<http://www.etc-meisai.jp/>にアクセスして下さい。

ご利用ありがとうございます。  
**利用証明書**

料金所(自) 静岡  
 料金所(至) 磐田

18年 5月 8日  
 17時 5分

---

通行料金 ¥1,800-  
 (ETC/ワット)

車種 1

取扱番号 A52805-089998-259635 **確**

本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<http://www.etc-meisai.jp/>にアクセスして下さい。

046

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,600円	/	3,600円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。


整理番号	3-14-5-13
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	-------------------------------------------------------------------------------------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・江間治人)

経費項目	調査研究費 研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	部局打合せ 交通基盤部 他		
年月日	平成30年 5月 17日	金額	1,690円

目的	要望等の確認と調査
使途	交通費 (袋井～静岡)
政務活動・ 県政との 関連性	県道や河川の現状を調査し、整備を促進する。
<<領収書貼付枠>>  ※帰りは一般道	ご利用ありがとうございます。 <b>利用証明書</b>   料金所(自) 袋井 料金所(至) 静岡  18年 5月17日 14時37分  <hr/> 通行料金 ￥1,690- (ETCカセット) 車種 1 取扱番号 A29805-173770-914225 <small>本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<a href="http://www.etc-meisai.jp/">http://www.etc-meisai.jp/</a>にアクセスして下さい。</small>

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,690円	/	1,690円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



整理番号	3-14-5-14
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	-------------------------------------------------------------------------------------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・江間治人)

経費項目	調査研究費 研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	部局打合せ 経済産業部 他		
年月日	平成30年 5月 28日	金額	3,600円

目的	県立農林環境専門職大学の設立進捗状況確認
使途	交通費 (磐田~静岡 往復)
政務活動・ 県政との 関連性	専門職大学の設立推進と県農林産業の活性化を図る

《領収書貼付枠》

<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p><b>利用証明書</b></p>  <p>料金所(自) 磐田 料金所(至) 静岡</p> <p>18年 5月28日 9時25分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,800- (ETC/レゾット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A08805-285317-461827</p> <p><small>本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<a href="http://www.etc-meisai.jp/">http://www.etc-meisai.jp/</a>にアクセスして下さい。</small></p>	<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p><b>利用証明書</b></p>  <p>料金所(自) 静岡 料金所(至) 磐田</p> <p>18年 5月28日 17時2分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,800- (ETC/レゾット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A08805-285346-557728</p> <p><small>本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<a href="http://www.etc-meisai.jp/">http://www.etc-meisai.jp/</a>にアクセスして下さい。</small></p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,600円	/	3,600円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-14-5-15
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	-------------------------------------------------------------------------------------



支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・江間治人)

経費項目	調査研究費 研修費・広聴広報費・要請情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	部局打合せ 経済産業部 他		
年月日	平成30年 5月 31日	金額	3,490円

目的	県立農林環境専門職大学の設立進捗状況確認
使途	交通費 (袋井~静岡 静岡~磐田)
政務活動・ 県政との 関連性	専門職大学の設立推進と県農林産業の活性化を図る




《領収書貼付枠》

<p>ご利用ありがとうございます。 <b>利用証明書</b></p>  <p>料金所(自) 袋井 料金所(至) 静岡</p> <p>18年 5月31日 10時26分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,690- (ETC/レゾット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A01805-310963-491012</p> <p><small>本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<a href="http://www.etc-meisai.jp/">http://www.etc-meisai.jp/</a>にアクセスして下さい。</small></p>	<p>ご利用ありがとうございます。 <b>利用証明書</b></p>  <p>料金所(自) 静岡 料金所(至) 磐田</p> <p>18年 5月31日 15時 7分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,800- (ETC/レゾット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A01805-311173-880416</p> <p><small>本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<a href="http://www.etc-meisai.jp/">http://www.etc-meisai.jp/</a>にアクセスして下さい。</small></p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,490円	100%	3,490円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-14-5-16
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	-------------------------------------------------------------------------------------


支出証拠書 (自動車燃料代)

【 5 月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・ 江間治人 )

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)			
経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費	568	18円 × 568 km / km	10,224

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)  
 ※領収書による充当方式  
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)  
 ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 江間 治人 

《領収書貼付枠》

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	10,224円		10,224円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

